

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 52 号

県立病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

県立病院等事業の設置等に関する条例（昭和 25 年岩手県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
病 院		附属診療所		病 院		附属診療所	
名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置	名 称	位 置
[略]				[略]			
岩手県立東和病院	花巻市	<u>田瀬診療所</u>	<u>花巻市</u>	岩手県立東和病院	花巻市		
[略]				[略]			
岩手県立軽米病院	九戸郡 軽米町	<u>小軽米診療所</u>	<u>九戸郡 軽米町</u>	岩手県立軽米病院	九戸郡 軽米町		
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。